

総務環境委員会会議録

○日 時 平成24年5月21日(月) 午後1時30分

○場 所 第一委員会室

○審査事項

(1) 平成24年3月議案第3号 塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例

ア 3月定例会閉会以降の各委員の検討経過について

イ 全国における常勤監査委員の設置状況について

ウ 条例改正案の形成過程について

(2) その他

○出席委員・議員

委員長	青柳	充茂 君	副委員長	古畑	秀夫 君
委員	務台	昭 君	委員	牧野	直樹 君
委員	金田	興一 君	委員	五味	東條 君
委員	丸山	寿子 君	委員	柴田	博 君
議長	永田	公由 君			

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

副市長	米窪	健一朗 君	総務部長	平間	正治 君
人事課長	岩垂	俊彦 君			

○議会事務局職員

事務局長	小松	俊夫 君	事務局次長	宮本	京子 君
庶務係長	小澤	秀美 君			

午後1時30分 開会

○委員長 それでは、おそろいですから、ただいまから総務環境委員会を始めます。今回の委員会は、5月7日付で委員の皆さんから、半数を超える5人の委員の皆さんから委員会招集請求書が出されました。それに基づくものです。そこで請求されていたものは、3月の定例会で継続審査となりました議案第3号塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例についてでありまして、目的は全国及び県内(長野市)の状況を調査、研究するためというふうになっております。それに基づいて行われるものでありますので、よろしくお願いします。審査事項にありますように、せっかくお集まりいただきましたので、ここに示されているとおりア、イ、ウのような順序でした

いと思います。

まず、アですが、3月定例会が閉会になった以降、2カ月ほどたってるわけですが、各委員の皆さんのそれぞれの検討経過について、皆さんから御発言をいただければと思います。

そしてその後で、イとして全国における常勤監査委員の設置状況について説明をし、質疑応答を行います。

その後、ウですが、条例改正案の形成過程についてを議題とし、ここでは行政側からの説明を求め、質疑応答をするものいたします。そんな順序で行ってまいります、よろしいでしょうか。

(1) 平成24年3月議案第3号 塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例

ア 3月定例会閉会以降の各委員の検討経過について

○**委員長** それでは、まずアの3月定例会閉会以降の各委員の検討経過について、皆さんからそれぞれ簡潔にお考えについて、報告をしていただきたいと思います。そっちのほうから、丸山委員からいかがですか。

○**丸山寿子委員** 委員としてはと言いますか、会派代表者会議がありまして、そこで説明を受けた内容を会派の中でと言いますか、副委員長も同じ会派なんです、と、よく内容を説明をして話をしたということです。それとあと、個人的にはホームページの中からですね、監査委員のあり方についてもう一度引き出して、自分なりに検討をいたしました。視察等どこか、項目、この項目につきまして調査したいとも思ったわけなんです、議会報告会等ありまして、実際に現地に出向いて話を聞くということは、してはいません。今のところはまだしてない状態です。以上です。

○**委員長** ありがとうございました。五味委員は、いかがですか。

○**五味東條委員** 私は、常勤監査委員は、置くっちゃ置くだし、置かないっちゃ置かないだし。ただ要は、常勤監査委員っていうのは、要するに市役所がね、経営感覚でやってくってことに対してはね、これからの問題だと思うし、やらなければならないと思うわけです。だから要は、常勤監査委員を置くことによって、はっきり言って市役所のOBがその常勤監査委員になるようなことは、これはおかしいことであって、あくまでも民間の経営感覚があって数字に詳しい人、民間の、のが常勤監査委員になるべきであって、市役所のOBだとか、そういう人たちがね、監査っていう仕事自体は、はっきり言って監査、監督するあれなんだから、要するに部外者が監査委員にならなければならない、代表監査委員にならなくてはならないと、私はそう思っております。以上です。

○**委員長** 一つ確認ですが、今のは、常勤に限らず監査委員という者は、市のOBからはしないほうがいいという意味だということですね。

○**五味東條委員** そうです。代表はもちろんそうですね。

○**委員長** もちろんそうです。ありがとうございました。牧野委員はいかがですか。

○**牧野直樹委員** 私どもは一応、会派で視察をして来ました。塩尻市と類似都市ということで探したんですが、人口的に見れば北海道にあるんですけど、北海道まで行ってられないってことで桑名市に行きました。これ、日帰りで行ったんですけど、制定当時は人口8万6,000人だったそうです。現在は14万2,000人ほどの市なんです、設置は昭和54年にしたということで、今まで、昭和54年から5人就任してまして、すべて市のOBだったそうです。それもすべて総務部長の経験者ということで、やってきているそうです。なぜ市のOBかっていうと、市政に精通をして、こういう行政の会計っていうのはちょっと一般の会計とはまた違って、やは

り全く知らない人が入ったじゃわかんないってことで、総務部長経験者がやっていらっしゃるってということで、長い人は7年、短い人で2年、そういうことで5人と。平成16年に合併をして大きくなったということです。ほかに非常勤監査委員っていうのがおりまして、非常勤監査委員は、すべて今まで税理士の方が非常勤の監査委員でやって来られたというふうに言っております。

なぜ常任を置いたかっていうことでは、非常勤監査委員では事前にいろんなチェックが十分できてないっていう形の中で、常勤監査委員が毎日、そういうことで事前の調査をしているということです。給料、報酬等につきましては月額で37万6,000円ということで、その他はすべて職員と同等、いわゆる特別職みたいなものになっていまして、社会保険から始まって、そういうのを全部掛けてるっていうことでね。ちなみにその議長さんは、桑名市の議長、議員は報酬は46万円です。それで事務局、監査委員事務局の体制ですが4人おります。事務局長ほか、事務員入れて4人ということになっています。住民監査だとか、監査請求があるかどうかっていうこと、年1回くらいそういうものが出て来てるそうなんです。

それで、一番、塩尻市では財政だけのチェックじゃなくて、市が行おうとしているのは政策提言だとか、予算がうまく使われてて、無駄なものは省くとか、そういうものまで突っ込んで常勤監査委員さんにやってもらいたいっていうような、そういう希望があるんですが、財政だけの監査をやっていくと、そこまで手が回らないんじゃないかっていうのがありますね。常勤監査委員からの政策提言等はあるかと聞いたんですが、一切ないということで、じゃどこがやってるのって言ったら、政策経営課ってのが役所の組織にあって、そこがすべてやってるし、行政改革についても推進委員会、外部メンバーがあって、事業評価等もそこで行われているっていうようなことです。だから桑名市の場合は、監査はあくまで会計だけの監査だけだということです。勤務時間は職員と同じ午前8時半から午後5時15分ということです。三重県内には14市ありまして、常任監査委員は5市置いてあるそうです。みんな塩尻より大きいところで、松坂、桑名、四日市、津、鈴鹿っていうことで、そのうち3市は市のOBだということです。一応そんなことで調べてはみたものの、まだまだ私どもでは、塩尻市にさせてそれが適しているかどうかっていうのは、もうちょっと深く研究しなきゃいけないのかなっていうふうに思ってます。以上です。

○委員長 はい、ありがとうございました。柴田委員。

○柴田博委員 私個人としては、特に3月定例会以降、6月定例会のためっていうことでは何もやってはいませんが、6月定例会には3月に継続にして6月に再度審査するということで言うならば、やはりほかの全国の実況とか、もうちょっと細かいこととかについても、もうちょっと早いうちにこういう委員会をやったほうがよかったんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

○委員長 以上ですか。

○柴田博委員 はい。

○委員長 務台委員。

○務台昭委員 私も特別ほうぼう調査したわけではないんですが、やはり最寄りでそういうことが問題になっているっていうのを地域で話をしたところ、そんなに手張っていたり、監査ができない状況なのかと。そういう実態があるとしたら、これはやはり2名にして何とかしなきゃいけないんだが、現実はどういうことを聞いてない。だからあえてそれに拡大して、そういうふうに向って行く方向がいいかどうかっていうことは、最寄り

は、その区の行政の先頭に立つ皆さんがそんなことを言ってくれました。私もみずからの立場で考えると、やはり置かなければならないという規約ではつくらなきゃいけないんだが、今のところそういうことはないんで、ですから、そういうなぜ、それを早速設置をしていかなきゃいけないかと。そのことによって特別の効果が期待されると、こういうことであれば話はわかるんですが、なかなか現状のままだって十分その仕方を少し工夫したらどうにでもできると。それだけの、以前にも申しましたように超一流の皆さんがそこに座っていらっしゃるということですので、その皆さんの実力範疇からすれば十分に1名でできるはずだと。だからあえて2名置いて何かお互いにチェックの。

〔「3人」の声あり〕

○**委員長** 常勤というふうに、後で確認しますが。

○**務台昭委員** そんなようなことで、お互いに指摘し合ってやらなきゃいけない、そういうような実態がはっきりと必要だということが、それに証明されれば大いにつくるのはいいだろうと、個人的にもそんな考えを持っているんですが、一応外部からの話ではそんなところをお聞きしてあります。以上です。

○**委員長** ありがとうございます。今、務台委員の御発言の中で確認ですが、監査委員は塩尻の場合、今3名おりまして、識見を有する者が2名です。それでそのうちの1人を常勤化するために条例改正したいという話ですんで、今の話の中のあえて2名まで置いてっていうのは、あえて常勤化をしてまでしてっていうふうな意味だということで受け取っていただいていいですね。

○**務台昭委員** はい。

○**委員長** じゃ、金田委員。

○**金田興一委員** 私も会派でも検討をし調査をする、今、牧野委員が言ったように、時間的な問題、それから距離の問題等でまだまだ十分な調査ができてないということです、桑名市へ実は日帰りで行ってまいりました。そして、その経過等について聞いてきたわけですが、1点目は条例設置の経過、きっかけ等についてということで聞いてまいりました。2点目が常勤監査委員の業務内容、それから3点目が常勤監査委員の就業の形態、4点目が常勤監査委員はどのような人が、どのような方から選任をされているのかということ。そして5点目に常勤監査委員の報酬と待遇の関係、6点目に常勤監査委員、設置前と設置後の違い、変化等、例えば効果と現状というような形で聞いてまいりました。それから監査事務局体制、それから住民監査請求の状況、それからその他、参考になる点、この9点についての項目で一応お話を伺ってまいりまして、桑名市の側からは、桑名市の監査委員条例、それから2点目に桑名市常勤の監査委員の給与及び旅費等に関する条例、3点目に平成24年度の監査実施計画、5点目に平成24年度定期監査、審査、検査及び会議等実施計画表、それから議会の概要。こんなものを参考にいただきながら、いろんな点で質問をしてまいりましたし、概略は先ほど牧野委員がお話をしたとおりの内容だということで、まだまだこれだけで本当に自信を持って是非の検討ができるかということ、私自身はまだまだもうちょっと勉強が足りないっていうのが現状です。

○**委員長** はい、ありがとうございます。副委員長。

○**副委員長** ここにきょう資料で出されてますように、県下では25万人以上の長野市ということで、法的に置かなきゃいけないところだけであり、全国的にどうかということで、類似市では全国で本当に1カ所くらいというような状況で、本当の意味で必要なのかということに疑問を持ったということと、それから関係監査委員や事

務局など、はっきりは言いませんが、むしろ監査事務体制をもっと強化したほうがいいんじゃないかというような意見もあったりしたという程度の調査だけでしたけども、以上です。

○委員長 ありがとうございます。今、皆さんに大体お聞きできましたけれども、何か確認とか質問とかありますか。

○五味東條委員 金田委員、ちょっと質問しますが、今のいわゆる問いの中でですね、常勤監査委員というのはどういうふうにして選ばれたとかいうのがありましたですね、桑名市の場合。その経過をちょっとお願いしたいと思います。

○金田興一委員 設置の経過ってというのは、昭和54年の6月の議会で条例改正がされて、同じ昭和54年の7月に選任の同意を得たということで、任期は条例で4年という形に定められていると。それで当時の人口が8万6,000人余と、平成24年3月末では合併をして14万2,000人余になっていると。提案説明の要旨というのは、行政が複雑で多様化するのに備えて常勤1名を増員をしたいというのが、提案説明の概要であると。それで質問の中で、そういう条例制定の背景になったのは、どんなことが背景になっておりますかということまで質問をしたら、かつては忌まわしい事例があった、あるいは生々しい事例があったというようなお話がありました。それでは常勤監査委員を選任後の、その後はどうですかという質問をしたら、ないとは言えませんと。常勤監査委員がいるから犯罪が絶対ないとは言えないし、すべては見ることは不可能ですよって回答が返ってまいりました。それと先ほど何で常勤監査委員が市のOBなんですかということについて、お聞きもしました。それについて、市の職員、あるいは市民はどんなふうな考え、感じ方をされているのでしょうかという質問をいたしましたら、議会事務局とすれば総務部長OBの人が常勤監査委員でないと、私どもも仕事をしていく上で困るんだと。わからないことを聞けば、まずほとんどわかるんだと。これは議会事務局以外、職員も全く同じ気持ちですと。それじゃ市民の皆さんはどうですかというふうに聞いたんですが、特に市民の皆さんからあれこれという話はない。市民の皆さんも当然だというふうにとらえているってというような話でありました。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。それでは、アは以上で終了したということにします。

イ 全国における常勤監査委員の設置状況について

○委員長 次にイの全国における常勤監査委員の設置状況について、これは事務局の説明を求めます。

○庶務係長 それでは、資料No.1をお願いいたします。1ページのほうで全国都市監査委員会のホームページのほうから集計の結果をお出ししてありますが、10万から25万までの左から4列目くらいまでのところで全部で42市ありますけれども、当市の人口規模と同じくらいの5万から10万の枠でいきますと、3人の監査委員があり、うち1人が常勤監査委員であるということが1市、2人の監査委員のうち1人が常勤というところが7市ということで、常勤設置市は全部で8市ということになっております。

裏のページ、2ページ目になりますけれども、こちらのほうに詳細の市が具体的に載っておりますけれども、真ん中どこの3人（うち1人常勤）という人口5万から10万のところでは、中部地区として岩見沢市が8万9,837人という市の住基台帳の人口になりますけれども、そちらが1市です。あとは2人で、その下の段になりますが、2人（うち1人常勤）というところが北海道の千歳市から石狩、室蘭、秋田県能代、大仙、山形県米沢と佐賀県伊万里ということで、7市ということで、計8市が当市と同じくらいの規模の市で設置されている

人口ということになっております。説明としては以上であります。

○委員長 今、説明をいただきましたけれども、何か質問、ありますか。

○柴田博委員 2ページのほうの表で、監査委員が2人のうち1人は常勤というところについては、識見者から選ばれている監査委員は常勤という、そういう意味ですか。それとも1人ずつは議会から選ばれている監査委員もいるわけですか。その辺はわかりますか。

○委員長 この2人しか置いてないところの市は、1人は議員かどうかということですね。

○柴田博委員 そうです。

○委員長 事務局、わかりますか。もしわからなければ、わからないで。

○議会事務局長 ちょっとそこまでは調べてないです。

○委員長 調べてない。6月までに調べておいてもらえますか。

○柴田博委員 そうですね。今、2人のうち1人は常勤になっているところが、条例の中で識見者から選ばれる監査委員は常勤とするってというような形になっているのか、それとも常勤を置くことができるという形になっているのか、その辺がもしわかれば調べておいていただければと思いますけれども。

○委員長 事務局、そのようにお願いできますか、今のね。

○議会事務局長 はい。

○委員長 条例のほうの中身もついでに調べてください。ほかにありますか。ありませんか。

それでは、イの全国における常勤監査委員の設置状況については、説明を受けたものとして。

○金田興一委員 ちょっと済みません。今、調べたものなんですが、これは6月30日現在ってなってますよね、平成23年の。私どもが聞いてきた、先ほど牧野委員も言ったんですが、三重県内で松坂、桑名、四日市、津、鈴鹿、これの。

○柴田博委員 25万人以上じゃない。

○金田興一委員 いやいや、16万6,000人。25万人以上は四日市だけです。それと津がある。

○副委員長 松坂とか鈴鹿、入ってるよ、こっちに。

○金田興一委員 入ってるかい。ここにあったね。済みません。そうですね、はい、わかりました。

○委員長 いいですか。

○金田興一委員 はい、いいです。

○委員長 それじゃ、イについては以上で説明を受けたということにして、次に進みます。

ウ 条例改正案の形成過程について

○委員長 ウの条例改正案の形成過程についてを議題といたします。これについては、行政側からの説明をしたということですので、お願いをします。だれ。副市長。

○副市長 御苦労さまでございます。継続審査をいただいております監査委員条例の一部を改正する条例でございますけれども、私どもでこの条例の形成過程につきまして、資料を申し上げて御説明をさせていただく機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。そこにも書いてございますとおり、社会経済情勢の変化に加えまして、市民の中でも幾つかの住民ニーズが多様化するような状況になってまいっております。こういう

中で、私ども市にとりましては、市政を運営していく中で今まで以上にですね、選択と集中をしっかりと最小の経費で最大の効果を上げていく行政を推進をしていく責務があるというふうに感じているところでございます。このたびの監査員条例の改正をすることをもちましてですね、その体制の整備を図ってまいりたいというのが趣旨でございますので、どうぞよろしく御審査をいただきたいと存じます。説明につきましては、課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いします。

○人事課長 それでは、お手元の資料No. 2によりましてお願いいたします。議会基本条例の第12条によりまして、塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例の形成過程について説明させていただきます。

発生源でございますが、中段より後、住民ニーズが多様化する中で、今まで以上に戦略性を持った自治体経営が、今求められています。このため手法及び体制の整備が喫緊の課題という形になります。

経緯でございますけれども、(1)にありますけれども、平成17年度からの四次総では、計画実現のための取り組みとして、「評価」による成果や課題の明確化とその問題状況の「改善」に向けた取り組みが必要不可欠としまして、「計画(Plan) - 実行(Do) - 評価(Check) - 改善(Action)」のマネジメントサイクルを行うことを明記しまして、平成18年度から全庁による「施策評価」及び「事業部評価」を実施しております。

平成23年に塩尻市経営研究会を設置しまして研究していただいておりますけれども、研究会から従来実施してきた施策レベルの評価では、費用対効果の測定や的確な指標設定などの課題があり、改善の必要性を指摘されているところでございます。

3の監査委員による行政評価の考え方でございますけれども、改善の目標を事業の選択と集中により、すべての事務事業を対象として目標達成度、有効性、費用対効果などの視点から個別評価を行いまして、「新たな行政評価システム」の構築を検討しているところでございます。

「Plan、Do、Action」につきましては、従来どおりで十分対応が可能でございますが、Cの「評価」の体制整備が課題というふうに考えております。

監査委員につきましては、財務監査に限らず行政事務一般につきまして「最小の経費で最大の効果」、「組織及び運営の合理化」、「法令遵守」から「行政監査」を行うこととされています。この地方自治法第199条第2項につきましてですけれども、平成3年に改正され追加されたものでございまして、組織、人員、事務処理方法、その他、行政運営全般につきまして、必要に応じて監査を行う必要があるとしているところでございます。

裏面をお願いいたします。(4)番でございますが、新たな行政評価システムを行政監査のプロセスに組み込み、客観性を高め、改革改善の実効性を高める仕組みをつくりたいというふうに考えております。

事務事業の数でございますけれども、予算項目で400から500項目がございます。したがって、常勤の監査委員を設置し、例月出納検査や決算監査などと連動した事業評価が効果的だというふうに考えています。

この指摘、意見につきまして毎年度の予算案に反映結果を明記する。明記しまして事業部目標＝運営方針に明記することを検討してまいりたいというふうに考えています。

4番でございますが、他自治体との比較でございます。人口規模で同等な北海道岩見沢市でございますけれども、人口8万9,000人余。3人監査委員のうち1人が常勤でございます。監査機能の充実という目的で昭和56年6月から実施しているということで、月額報酬は5万6,000円でございます。人口規模は大きな

りますけれども横浜市でございますが、監査委員による行政監査の一環として、平成18年から施策評価及び事務事業評価を実施しております。対象事業は356事業でございます、月額報酬は81万1,000円でございます。

総合計画との整合性でございますが、四次総の後期基本計画、第6章第3節第3項「効果的・効率的な市政運営につとめる」によります。

国等の指導でございますが、第29次地方制度調査会の答申、同じく地方分権改革推進委員会第4次勧告でそれぞれ「監査委員の機能の充実」を求められております。

財源措置は一般財源で、コストでございますけれども、人件費ということで年563万円余でございます。以上でございます。

○**委員長** ただいま説明を受けました。委員の皆さん、お気づきかと思えますけれども、塩尻市議会基本条例の第12条で規定されておりますような観点から、もうちょっと詳しい説明をしてくれということをあらかじめお願いをして、それを受けて、ただいまのような説明をいただいたところであります。委員の皆さんから質問等ありましたら、どうぞお出しください。質問から。

○**柴田博委員** 最後のコストのところですけども、掛ける14.95カ月ということは、これは監査委員の報酬だけということじゃなくて、特別職として位置づけると、そういう意味なんですか。

○**人事課長** 12カ月のほかに2.95月が手当の分でございますけれども、こちらについては、特別職の市長、副市長と同じように、また議員さんとも同じようにですね、そういう手当を受ける。一応、特別職の報酬という形で条例で出てきますので、この手当についてもプラスされるという形の考え方でございます。

○**柴田博委員** 3月の時の条例案の中では、月額37万7,000円でしたっけ、ということだけで手当も含めて、あれは監査委員の報酬として月額その金額ということで書いてあるのかなと私は思ってたんだけど、そういう意味じゃないです、あれは。

○**人事課長** これは監査委員のっていうことでなくてですね、市長、副市長の次に特別職の位置づけという形で、条例文の中でですが、市長、副市長、次に監査委員という形になります。それが特別職の位置づけになりますので、それに基づきまして、手当というのが2.95カ月がついてくるという形になりますので、基本、今回附則の中では月額の表示だけさせていただきましたが、この条例で常勤の監査委員をつけるという形になりますと、手当というのが自動的につく。ほかの条例文を改正しなくてですね、通常に2.95カ月分がついてくるという形になります。

○**柴田博委員** でも3月の時にはそういう説明はなかったし、特別職にするという話も初めて聞いたんだけど、そうではなかったですか。

○**人事課長** 特にそういう意図は伏せてたわけではないんですけども、位置づけ的に条例でですね、常勤の監査委員という位置づけというのが、そういう位置になってしまうものですから、あえてその説明をしなかったわけではなくて、通常この2.95カ月の手当というものがつくものでございますので、あわせて、済みません。

○**柴田博委員** 長野市の場合の、あれをちょっと見せてもらったことがあるんですけども、その中では、確かに長野市の場合にも特別職という位置づけになっていて、その報酬が決まっています、それとは別に監査委員としての報酬も当然だけ決まっています、それも代表監査委員と代表でない監査委員と別々に決まっていますという

形なんですけど、今回塩尻市でやろうとしているのは、特別職としての給料だけになるのか、それとも監査委員だから当然監査委員としての報酬も出るのか、その辺はどうですか。

○人事課長 監査委員としてのということではなくてですね、あくまでも常勤の監査委員という位置づけが、市長、副市長で常勤の監査委員という形になりますので、そういう意味でございます。ですから、別にほかに手当が出てくるってということではなくて、給与条例の中でこの位置づけに当てはまるという理解をしていただければと思います。

○柴田博委員 後でまた。

○委員長 また、もうちょっと。

○副市長 常勤の監査委員という、いわゆる常勤の監査委員という者は、職務上常勤の特別職。

○人事課長 そうですね。

○副市長 そういう位置づけで、法にそういうふうにあるんだから、特別職の給与条例を適用すると。

○委員長 行政のほう、今会議をやって答えないでね。

○人事課長 済みません、申しわけございません。今回出させていただいています特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正の中では、常勤の監査委員というのがですね、もう特別職という解釈になりますので、あくまでもほかの監査委員の条例をやるということではなくて、今回出させていただいております常勤の監査委員というのは特別職の常勤の職員、職員であるなら、そういう位置づけになるということですので、御理解をいただきたいと思います。

○委員長 ちょっとまだしっかり理解できてない可能性もあるので、もう少し質問のほうもね、しっかり検討を続けてください。

○金田興一委員 もう一つ、特別職の今の関係なんでわかったような気もするんですが、常勤監査委員の勤務時間、その他の勤務条件、これすべて市長、副市長と同じってというような表現をされたような気がするんですが、具体的にちょっとわかりやすく説明いただけますか。

○委員長 今の、特別職との整合性も含めてね、職員並みのっていうのと、特別職のというのはどういうふうに整合するのか。

○人事課長 勤務時間というのは、常勤のという、ちょっと相反するような表現にもなり得るんですけども、基本的に市長、副市長も、例えば一般の職員と同じようにですね、休みたい時に休暇願を出すとか、そういうことではなくて、例えば午後5時過ぎも1年365日ですね、公務という立場でいろいろの責任を持っている治下というのがございます。ですので、基本的には常勤の監査委員の場合、朝の8時半から午後5時15分まで来ていただきますけれども、ですから特別職、市長さんたちが、じゃ午前8時半から午後5時15分であるとか、休暇願を出すかという、そういうことは出さないんですけども。ですので、常勤の監査委員の場合には、一応時間的にはそうなんですけど、それ以外にも拘束されるものはございます。したがって、例えば休暇願とかそういうものを出すということはございません。それで、一般職員とちょっと紛らわしい部分があるんですけども、基本的には来ていただいております。ただし、その休暇願を出すということはないということでございます。そういうふうに理解いただきたいと思います。

○金田興一委員 私どもがちょっと歩いてきた桑名市常勤の監査委員の給与及び旅費等に関する条例には、第6

条で常勤監査委員の勤務時間、その他の勤務条件については一般職の職員の例によるというふうに定められておりまして、質問の中でも、すべて職員と手当も勤務時間形態も同じですよと。だから、いわゆる社会保険もあり、退職金もありってというような、そういう説明を受けてきたんですけれども、若干違っているような感じですかね。

○人事課長　うちのほう、そこまでですね、細かいのをまだ検討していませんので、基本的には市の職員と同じなんですけれども、ただ全く同じではないという理解で、ですから細かいそういう規則とかですね、そういうものはまだ未制定でございますので、今回条例の中で常勤の監査委員を出したいというのを出しているという状態ですので、それで御理解いただきたいと思います。

○委員長　いい。とりあえずいいですか。

○五味東條委員　ということは、いわゆる賃金が決まったんですよ。それ以外は決まってないってことですか。

○人事課長　基本的には、今回出させていただいた、3月定例会に出させていただいてますのは、あくまでも条例の中身だけでございますので、出させていただいた以外は、まだ未定という状態でございます。当然、今回は常勤監査委員を置くことができるという改正案を出してますし、その附則の中でひと月の給与月額を37万7,000円にすると、そういう2点でございますので、それ以外は細かくはまだ決定してないということです。

○委員長　いいですか。

○五味東條委員　でもやはり、いわゆるそれを出すからには、ある程度の身分保障もちゃんと決めてないと困るじゃないですか。

○人事課長　一応、条例が認めていただけた場合にはですね、そういうことで決定していくという流れになります。

○委員長　ちょっと関連してるっていうか、少し確認もあるんだけどね。この監査委員の常勤化っていうのは、検討され始めたのはいつですか。いつごろから、どういう機関で。

○副市長　先にも申し上げましたとおり、経営研究会の中ですね、今までの評価の方法について必ずしも成果が上がっているとは言えないよと、幾つかの課題がありまして、その課題について経営研究会の中では、大きな枠組みを示して、むしろ施策評価よりも事業評価を取り入れて重層的な評価の方法をとったほうがいいよという御意見をいただいております。したがって、その体制についてずっと私ども検討をしてきましたんで、平成23年の中間的に12月くらいからの検討でございます。

○委員長　平成23年の12月。

○副市長　はい。

○委員長　平成23年の12月にだれの発案によって、その検討チームとかね、あるいは検討する会とか、そういうようなのを設けられたんですか。

○副市長　経営研究会の中で検討をしてみいましたんでですね、経営研究会の中の御意見をいただいて、私どもの内部組織の中で検討してきたということであります。

○委員長　経営研究会で検討してきて、監査委員を常勤化してやるようにすべきだという具体的な提案があったということですか。

○副市長　そういう具体的な指摘はございませんが、この評価制度を実効あるものしていくためには、評価にかかわる組織的整備が必要だよっていう御意見はございました。

- 委員長 それを受けて内部組織で検討してきたという時の内部ってのは、どういう組織ですか。
- 副市長 これは私ども理事者と職員でございます。
- 委員長 何とか委員会とかっていうふうにあるんですか、それとも。
- 副市長 ございません。
- 委員長 特にない。
- 副市長 はい。
- 委員長 じゃ、理事者が主導して、職員を入れて検討したってこと。
- 副市長 主導してと言いますか、そういう御意見をいただいて、アイデアを出し合って、そういう方向に決めていったということであります。
- 委員長 その時に多分経営研究会で示されたのは、監査委員を常勤化すればある問題の解決になるっていう意見ではなかったと今言うお話ですから。そうではなくて解決すべき何らかの課題があったと。それに対して監査委員を常勤化すればいいんじゃないかっていうふうに考えたのは、理事者並びに内部組織だということですね。
- 副市長 そのとおりであります。経過と言いますか、理由を申し上げますとですね、評価の組織というのは、今御説明を申し上げましたんで、どうしても、いわゆる独立した組織が必要だというふうに認識をしております。したがって、内部で今まで評価活動をしてきましたけれども、これは必ずしも、いわゆる対外的にですね、きちんとその評価として確立ができて、その成果を外へ出していくという段階にまではまだ至っていない。何年かたってもまだ至っていないという部分があります。当然、そういう中ではこの評価制度というのをしっかりしていくためにはですね、独立した組織が必要であろうというような認識から、ではその組織にふさわしいものは何かということでございまして、ずっといろいろな他市の状況等、先進地の状況等を調査をする中でですね、やはり監査委員が、これは平成3年の法改正が、自治法の改正がございましたんでですね、監査委員が行政監査の一貫として評価活動をしていくためには、ためっていうか、そういう仕組みをつくるのがいいだろうという論文もございましてですね、その辺のことから、どちらかという私が主導をしてですね、そういう体制を研究させたということが事実でございます。
- 委員長 もうちょっと確認なんですが、監査委員を常勤化して、経営研究会等で出された課題解決をしようというお話ですけれども、ほかのね、監査委員を常勤化する以外の方法というのは検討されましたか。
- 副市長 従来までですね、いわゆる市民の皆さんの、例えば行政改革推進委員会とかですね、それから事業棚卸して言うんですか、事業仕分けって言うんですか、そういう方法もあると。現実に今やっている組織もありますし。ただその方法ですとね、例えば行政改革推進委員会ですと、1日とか、2日とかですね、そういうことで、継続的に委員会の中で評価事務を行って行くというところには至らないだろうと。評価した結果を、いわゆるこれが妥当だとか、妥当でないとかっていうことはできてもですね、評価そのものの作業、あるいは評価そのものの、その指標をつくっていくところまでは至らないだろうということでもあります。事業仕分けにしてもですね、幾つかの市でやられているところもございますけれども、なかなか項目的にですね、数項目だったり、数十項目だったりということで、行政、いわゆる500とか400とか、そういう事業レベルでの普段の日常的な評価というのは、かなり難しいだろうということで、一番独立したものを、委員会みたいなものを新たにつくるかですね、それとも既存の、例えば今御提案しておりますとおり、監査委員等々を活用、活用というのは非常

に口幅ったい言い方ですが、活用させていただいてやるのが妥当な線なのかなというふうなことでございます。

○**委員長** もうちょっと確認だけど、今の行政改革推進委員会みたいなものは、今は中断されてしまいましたよね。だから、それとの整合性についてちょっと疑問があるのと、それから今の判断、例えば、そういうところでやるよりは、監査委員を常勤化するという対策のほうがいいだろうというような。それは副市長の個人の考えですか、それとも内部組織で話し合った結果得られた結論ですか。

○**副市長** これは私の発案でもありますし、内部組織で話し合った結果でもあります。それはそれなりの勉強をさせていただきましてですね、勉強っていうか、そんなに深く取り組んで勉強したわけではございませんが、ある一定の論文なり、状況を研究をさせていただいて、この監査委員条例の改正をする体制で臨むのがふさわしいだろうということの結論を得たものであります。それから、行政改革推進委員会の役割というのは、評価そのものをするわけではありません。評価した結果を妥当なものかどうか判断をしていただくということでございますので、とても今、400なりある事業、あるいは施策でもですね、60レベル、60施策の施策がございます。それを行政改革推進委員会のいわゆる市民の皆さんに集まっていただいて、一つ一つ評価を加えていくという作業はですね、これはなかなか時間的に難しいのかな。その辺をしっかりと決めていくために、今、行政改革推進委員会は、一たんお休みをいただいている。組織整備をした段階で行政改革推進委員会の役割、あるいは評価をする者の役割、あるいは実行する者の役割、こういうふうに関割分担をしていきたいなというふうに考えております。

○**委員長** それではね、あとあれです。

○**柴田博委員** ほかに人にも聞いたら。

○**委員長** ちょっと待ってね。今の、さっきの答弁の中で平成23年12月に検討を開始したということなので、3月の議会に出すまでには2カ月ちょっとみたいだね、感じですから、十分な検討期間があったのかどうかって、ちょっと疑問も感ずるんですけども、その検討経過ってのは、会議録みたいなものは残ってますか。もし残ったら委員会に提出をしていただきたいと思います。

○**副市長** 内部会議ですから残っておりません。

○**委員長** はい。それじゃ、ほかにまた委員の皆さんから。じゃ、なければ、もう1個ね。

○**議長** もし常勤の監査委員を置いた場合に、ほかの2人のいわゆる識見の監査委員と議選の監査委員とのすみ分けというようなものについては、どんなふう考えてるわけですか。

○**副市長** これは調整が必要だろうというふうに思っておりますけれども、基本的に常勤の監査委員がですね、監査の内容そのものと言いますか、常勤ですから普段自分の監査をされる場所、自分の監査をしたいところをやっていくと同時に、理事者側からの要請に応じてここをやってくださいよ、この事業をやってくださいよということが、いわゆる要請監査と言われている要求監査という形を受けられることになっています。したがって、私どもはこの評価につきましては、理事者側から事務事業についてすべてになりましたら、あれですけれども、すべての事務事業についてぜひ監査をお願いしますということを申し上げます。当然、常勤の監査委員の体制でないとですね、その監査はできないというふうに思っておりますので、常勤の監査委員がこの問題に当たられるんだろうなというふうに認識をしております。すべての、いわゆる評価につきましてはね。あとの非常勤の監査委員さんにつきましては、財務監査と御自分が、いわゆる監査をするというふうに決めた部分について監査

をしていただくことになるのかなというふうに考えております。それは私どもが調整する範囲ではなくて、監査委員さんそのものの中でお決めにいただくことだというふうに思います。監査委員ってのは委員会で検討して、委員会として結論を出すわけではなくてですね、それぞれの監査委員、独立をしておりますので、それぞれの監査委員で意見を申し述べていただくと。ただし要求監査につきましては、つまりこの評価につきましては、要求監査でございますので、それぞれのきちんとした答えを要求に従って出していただくというのが、私どもの考えでございます。

○議長 そうする場合ね、今の監査委員事務局の体制っていうのは1人なんですよ。県内見ても監査委員事務局が1人というふうな体制をとっているところっていうのは、ほばないと思うんですよ。そうすると、常勤の監査委員がそれだけ理事者側からの要求に沿ってやるということになれば、当然、事務局の体制というものも考えていかなきゃいけないと思いますけども、その辺についての考え方というのは決まっていますか。

○副市長 私どもの調査した範囲ではですね、やはり事務局体制は確かにうちのほう、ちょっと不足をしている。今の体制でも不足をしているなというふうに思っております。したがって、常勤を置くということになりますればですね、それに耐えられるだけの事務局体制は整えていかなきゃいけませんし、場合によったらこちらの要求監査でございますので、こちら側からの、何て言いますか、内部評価の結果をですね、すべて監査委員に提出をして要求監査にこたえていただくというような体制も場合によっては取らざるを得ないなというふうに思っております。

○委員長 ほかにいかがですか。

○五味東條委員 確認ですがね、要するに全庁によって政策提案だとか、要するに事業評価等を行っていたんだけど、これが今不十分だと、そういうことですよ。それによって、不十分であるから評価の体制整備をするために常勤監査委員を置くということによろしいですか。

○副市長 不十分だと言いますかですね、いわゆる、今、私どもがやっているのは、施策レベル、政策と施策と事業とありましてですね、施策レベルで大体60から70くらいあるんですけども、その例えば子育て支援というようなことの項目を幾つかの評価指標に基づいて評価をしてるというのが実態であります。したがって、したがってと言いますか、その中で経営研究会から御指摘をいただいているのは、これは行政改革推進委員会からも御指摘をいただいているんですが、必ずしもその施策がきちんとできたかできないか、どれだけ有効だったかということが、その指標と必ずしもマッチしていないと。必ずしもマッチしていないで、この事業をやったよというだけに、あるいは予算をこれだけ使ったよというだけにすぎない。それがどれだけの成果を上げてですね、どれだけの効果を持ってきたかというのは、まだまだ把握できていないねという御指摘をいただいています。これはその意味で、そういう意味では確かです。したがって、経営研究会の中では、むしろもうちょっとブレイクダウンをして、事業レベルでその評価をきちんとしたらどう、それを積み上げて施策レベルの評価に持ち上げていったらどうですかというような御指摘をいただいております。したがって、それをやるにはですね、かなりのやはりエネルギーがいりますし、その体制も整えていかなきゃならないものですから、今回はこういうことをさせていただいたと、こういうことであります。

○五味東條委員 ここに書いてあるように、そのための適正な判断を評価するために代表監査委員を置くということですね。常勤、常勤のね。じゃ、もっと言うならば、適切な評価が、要するに代表監査委員、常勤になった

場合にはできるという判断なわけですね。

○副市長 法をそのままとも読んでみたりですね、例えば、もう先進の横浜とかですね、ほかに知っているところ、大きい都市ですけども、やっているところの様子を見てますとですね、そういう流れになっているというふうには感じております。したがって、市の職員と言いますか、私ども執行側は予算を立てて、それを実行していくことは、非常に今までずっとやってきましたので得意とするところでございますけれども、やってきたことに対してどう評価をしていくかということがですね、なかなか、本来ならやらなきゃいかんことなんでしょうけども、それはやはりきちんと第三者の目を通してですね、見る必要性があるろうということが、いろんな意味で指摘をされて、それを実行していく団体が出て来ているということでございますので、私どももそういう体制は、いずれかの時点では整備をしなくちゃいけない。整備をするんだっただけ早い時点で整備をきちんとしてですね、その体制を、ほかのものもいっぱいありますので整えていかなくちゃいかん、こういうことで条例提案をさせていただいたと、こういうことであります。

○五味東條委員 もし、そういうことで、ここに書いてあるようにね、適正な評価を行うために常勤の監査委員を設置するということであるならば、要するに監査委員体制ってものはね、今、議長が言われたように1人や2人じゃね、これはできないと思うんですよ、実際問題としてね。だからそういうことも含めて考えておられるということですよ。

○副市長 御質問ですか。

○五味東條委員 ええ。

○副市長 先ほども申し上げましたとおり、当然これだけのことをやっていくということになりますと、事務局体制を整えていかなくちゃならないですし、過渡期の段階では、例えば総務部の職員がですね、きちんと評価をする体制を委員会なりなんなりで整えて、それを提出をして監査委員から評価をいただくということも過渡期の段階では必要なのかなということを考えておりますが、本来なら監査というよりも評価をしていく部隊というのは、どういう組織でも私はなきゃいけないなというふうに思っておりますんでですね、そういうものだというふうに考えます。

○委員長 全くそのとおりで、議会の役割でもあるしね。

○副市長 そうですね。

○委員長 理事者の役割でもあるし。

○副市長 そうです。

○委員長 ほかにありますか。

それではないようですから、予定どおりア、イ、ウの順序で説明を求め、皆さんの質問、御意見もいただきましたので、これできょうの会議は終了としたいと思います。何かありますか。

○柴田博委員 ちょっと条件は違うけど長野市の場合には、1人置いてるってことです。長野市の常勤監査委員が実際にどういう仕事をやっているかっていうのが、もしわかれば調べておいていただければと思いますけども。

○委員長 これは行政側にお願いできますか。長野市の常勤監査委員の実際の仕事。

〔「事務局」の声あり〕

○委員長 こっち、事務局、事務局でできる。それじゃ、これは議会事務局に宿題としてお願いします。6月の定例会開催までに御準備ください。

ほかにありますか。ありませんか。それでは、きょうは議論を進めたということで閉じたいと思います。お疲れさまでした。

午後2時30分 閉会

平成24年5月21日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 青柳 充茂 印